平成２２年（フ）第２３６号
兵庫県尼崎市立花町４丁目６番２号美和コーポ４ＦＤ号
債務者　越智　俊介
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２号
鳥取県米子市両三柳4425番地１市住11Ｒ―２―203号
債務者　佐々木博子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４１号
広島県世羅郡世羅町寺町610番地
債務者　友近　悟志
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
愛媛県松山市余戸東５丁目15番７号　３号
債務者　松岡　則智
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３８号
愛媛県東温市北野田631番地
債務者　八塚　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４０号
愛媛県松山市越智１丁目６番28号　クリーンハイツ越智Ⅱ103号
債務者　富永　嘉代
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
愛媛県松山市東石井１丁目５番26号
債務者　大野　千明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
福岡県飯塚市中1076番地６
債務者　佐伯　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６号
佐賀県唐津市肥前町鶴牧34番地３
債務者　宮崎真須代
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第７号
佐賀県唐津市和多田用尺12番39号　ドリームハイツ101号
債務者　中村健太郎
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３８号
熊本市戸島２丁目８番10号
債務者　宮前　るみ
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3780番地
債務者　齊藤満理子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８１号
宮崎市京塚１丁目３番９号　京塚アパート102号
債務者　高井ロザリンダこと　ＴＡＫＡＩ　ＲＯＳＡＬＮＤＡ　ＴＯＲＡＹＡ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南12716番地12
新茶屋住宅２　220号
債務者　河野　利春（旧姓下谷）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市川上町2568番地　レオパレス21　108号
債務者　古川　陽一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町1722番地51県営団地13棟２号
債務者　園田江美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市山田町2261番地
債務者　田平るみ子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係